**社会福祉法人小矢部市社会福祉協議会**

**次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に関する一体的行動計画**

　職員が仕事と子育てを両立させることができ、また、職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　令和５年４月１日～令和１０年３月３１日までの５年間

２．内容

|  |
| --- |
| 目標１：年次有給休暇を取得しやすい環境づくりを行う。  　　　　　計画期間内の取得率を１０％アップさせる。 |

<対策>

　●令和５年　４月　～　前年度の年次有給休暇取得率を連絡調整会議にて報告、共有する。

　●令和５年１０月　～　連絡調整会議にて年次有給休暇取得状況を確認するとともに、所

属長による取得促進に向けた業務調整を推進する。

|  |
| --- |
| 目標２：所定外労働時間削減に向けた取り組みを行う。 |

<対策>

　●令和５年　４月　～　所定外労働時間の実態調査及び分析をする。

　●令和５年　６月　～　分析結果に基づき業務分担の偏在化等の解消策を検討する。

|  |
| --- |
| 目標３：ワークライフバランス充実への取り組みを推進する。 |

<対策>

　●令和５年　４月　～　「ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた「３つの心構え」

と「１０の実践」」（内閣府　仕事と生活の調和推進室）を

参考に各所属ごとに業務改善に努める。

　●令和６年　４月　～　メンタルヘルス対策としてストレスチェックを実施する。